

## 津島市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における犯罪を未然に防止し、犯罪のないまちづくりを推進するために、市が設置し、管理する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 市が街頭に設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、及び記録する機能を有するものをいう。

(2) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

### (管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、それぞれの防犯カメラを所管する課の長をもって充てる。

### (防犯カメラの設置)

第4条 防犯カメラを設置する場所は、市の施設のほか、市長が定める場所とする。

2 防犯カメラの設置に当たっては、原則として道路、公園、河川その他公共の用に供する場所を撮影対象区域とし、特定の個人及び個人が所有する建物等を監視することとならないよう配慮しなければならない。

### (個人情報保護条例の遵守)

第5条 管理責任者は、この要綱に定めるもののほか、津島市個人情報保護条例(平成16年津島市条例第27号)に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。

### (管理責任者の秘密保持義務)

第6条 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (防犯カメラの運用)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの運用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラによる撮影範囲が、最も適切な範囲となるよう調整すること。

(2) 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨を表示すること。

(稼働時間)

第8条 防犯カメラの稼働時間は、24時間とする。

(記録媒体の管理)

第9条 画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を保管する期間は、当該画像が記録されたときから起算して14日以内とし、当該期間を経過した後は、管理責任者は、速やかに、これを消去するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 管理責任者は、記録媒体を保管するときは、当該画像を編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のまま保管しなければならない。

3 管理責任者は、画像を複製し、又は印刷してはならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 管理責任者は、前3項に定めるもののほか、画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故（以下「画像等の流失等」という。）が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

5 管理責任者は、画像等の流失等があったときは、速やかに、これを市長に報告しなければならない。

(画像情報の目的外利用及び提供の制限)

第10条 管理責任者は、記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合で、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 犯罪捜査を目的として、捜査機関から文書により提供を求められたとき。

(2) 法令に基づき、文書により提供を求められたとき。

(3) 市民等の生命又は身体に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

2 管理者責任は、画像情報の提供を行うときは、画像情報提供記録簿（別記様式）に記録しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第 10 条関係）

画像情報提供記録簿

提供日時	平成 年 月 日
提供先	
提供理由	
提供データの期間及び時間帯	平成 年 月 日 時 分 平成 年 月 日 時 分
返却予定日	平成 年 月 日
その他の事項	